

第4回 香川県大規模氾濫等減災協議会

<書面開催>

香川県大規模氾濫等減災協議会規約 (改定案)

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に規定する都道府県大規模氾濫減災協議会として、「香川県大規模氾濫等減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、香川県における洪水氾濫や土砂災害による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の参加を求めることができる。
- 3 協議会に幹事会及び事務局を置く。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、香川県が管理する河川の洪水氾濫及び土砂災害を対象として、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の現状の災害リスク情報を共有するとともに、各委員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等による浸水被害等の軽減を実現するために、各委員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 その他、大規模氾濫等に関する減災対策に関して必要な事項に取り組む。

(幹事会)

第5条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、各種検討等を行う。

- 2 幹事会は、別表2の組織に属する者をもって構成する。
- 3 幹事会は、第1項に規定する事項を行うために必要な者を幹事会に参加させることができる。
- 4 幹事会は、全体会のほか、県内地域毎に開催することができる。

(分科会)

第6条 第4条各号に掲げる事項について情報交換、調査、各種検討等を行うため、協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営、その他必要な事項は、別途定める規約によるものとする。

(事務局)

第6-7条 協議会及び幹事会の招集、運営及び進行等を行うため事務局を置く。

2 事務局は香川県土木部河川砂防課が行う。

(協議会資料等の公表)

第7-8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、公表しないことができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第8-9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成30年3月28日から施行する。

本規約は、令和2年6月18日から改正する。

本規約は、令和3年1月　　日から改正する。

(協議会)

市町関係

高松市長
丸亀市長
坂出市長
善通寺市長
観音寺市長
さぬき市長
東かがわ市長
三豊市長
土庄町長
小豆島町長
三木町長
直島町長
宇多津町長
綾川町長
琴平町長
多度津町長
まんのう町長

国関係

国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長
気象庁高松地方気象台長

県関係

香川県知事

別表 2

(幹事会)

市町関係

市町名	水防担当	災害復旧担当		消防担当	
		土木系統	土地改良系統	消防担当	消防本部
高松市	危機管理課	河港課	土地改良課	高松市消防局 総務課	高松市消防局 消防防災課
丸亀市	危機管理課	建設課	農林水産課	丸亀市消防本部 総務課	丸亀市消防本部 防災課
坂出市	危機監理室	建設課	産業課	坂出市消防本部 庶務課	坂出市消防本部 予防課
善通寺市	防災管理課	土木都市計画課	農林課	善通寺市消防本部消防総務課	
観音寺市	危機管理課	建設課	農林水産課	危機管理課	三觀広域行政組合消 防本部消防防災課
さぬき市	危機管理課	都市整備課	農林水産課	危機管理課	大川広域消防本部 警防課
東かがわ市	危機管理課	建設課	農林水産課	危機管理課	大川広域消防本部 警防課
三豊市	危機管理課	建設港湾課	土地改良課	危機管理課	三觀広域行政組合消 防本部消防防災課
土庄町	総務課	建設課	農林水産課	小豆地区消防本部消防防災課	
小豆島町	総務課	建設課	農林水産課	小豆地区消防本部 東消防署	小豆地区消防本部 消防防災課
三木町	総務課	土木建設課	産業振興課	総務課	高松市消防局 消防防災課
直島町	総務課	建設経済課		総務課	—
宇多津町	危機管理課	地域整備課		危機管理課	—
綾川町	総務課	建設課	経済課	総務課	高松市消防局 消防防災課
琴平町	企画防災課	地域整備課	農政課	企画防災課	仲多度南部消防組合 消防本部警防課
多度津町	総務課危機監理室	建設課	産業課	多度津町消防本部 総務係	多度津町消防本部 警防係
まんのう町	総務課	建設土地改良課		総務課	仲多度南部消防組合 消防本部警防課

国関係

国土交通省四国地方整備局
香川河川国道事務所工務第一課
気象庁高松地方気象台

県関係

香川県土木部河川砂防課
香川県土木部港湾課
香川県土木部下水道課
香川県危機管理総局危機管理課
香川県農政水産部土地改良課
香川県土木部及び農政水産部の出先機関

香川県大規模氾濫等減災協議会 流域治水分科会

設立趣旨（案）

今般設置する流域治水分科会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するためのものである。

このため、当分科会においては、香川県大規模氾濫等減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、河川管理者が行う河川整備に加え、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

香川県大規模氾濫等減災協議会 流域治水分科会規約（案）

（設置）

第1条 香川県大規模氾濫等減災協議会規約第6条の規定に基づき、「流域治水分科会」（以下「分科会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本分科会は、近年の激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、香川県の二級水系の流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（分科会の構成）

第3条 分科会は、別表1の職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 分科会は、必要に応じて委員以外の者の参加を求めることができる。
- 3 分科会は、全体会のほか、県内地域毎に開催することができる。

（分科会の実施事項）

第4条 分科会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 香川県の二級水系の流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

（事務局）

第5条 分科会の招集、運営及び進行等を行うため事務局を置く。

- 2 事務局は、香川県土木部河川砂防課が行う。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、分科会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、分科会で定めるものとする。

（附則）

本規約は、令和3年1月 日から施行する。

別表 1

市町関係

市町名	水防担当	河川等担当	都市計画担当	下水道担当	土地改良担当	農村整備担当	治山担当		
高松市	危機管理課 河港課 水路対策調整室	河港課	都市計画課	下水道整備課	土地改良課	土地改良課 農林水産課	農林水産課		
丸亀市	危機管理課	建設課	都市計画課	下水道課	農林水産課				
坂出市	危機監理室	建設課	都市整備課		産業課				
善通寺市	防災管理課	土木都市計画課		下水道課	農林課				
觀音寺市	危機管理課	建設課	都市整備課	下水道課	農林水産課				
さぬき市	危機管理課	都市整備課		下水道課	農林水産課				
東かがわ市	危機管理課	建設課		上下水道課	農林水産課				
三豊市	危機管理課	建設港湾課	都市整備課		土地改良課	農林水産課			
土庄町	総務課	建設課			農林水産課				
小豆島町	総務課	建設課				農林水産課	建設課		
三木町	総務課	土木建設課		環境下水道課	農林課				
宇多津町	危機管理課	地域整備課							
綾川町	総務課	建設課			経済課				
琴平町	企画防災課	地域整備課	企画防災課	地域整備課	農政課				
多度津町	総務課 危機管理室	建設課			産業課				
まんのう町	総務課	建設土地改良課							

県関係

香川県土木部河川砂防課
香川県土木部港湾課
香川県土木部都市計画課
香川県土木部下水道課
香川県危機管理総局危機管理課
香川県環境森林部みどり整備課
香川県農政水産部土地改良課
香川県農政水産部農村整備課
香川県土木部及び農政水産部の出先機関